

○財務省告示第七十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年二月五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年三月九日

財務大臣 菅 直人

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（十年）（第三百五
回） |
| 二 | 発行の根拠
の法律及びそ
の条項 | 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、価格
競争入札と同時に行われる入札 |
| 三 | 振替法の適
用等 | |
| 四 | 発行方法 | |

五

募 方

イ

入 価 法 入
札 格 決 定
競 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 であ
入 場 も 加 、 た 価 国 定 場 であ
札 特 の 者 財 格 債 め 特 別
発 別 によ る 務 後 競 市 る 参
行 参 参 によ る 大 に行 争 入 加
「 加 者 行 行 務 行 札 者 財
と 第 行 行 行 行 行 行 行 務
い Ⅱ 以下 行 行 行 行 行 行
う 。 非 一 国 債 行 行 行 行
。 格 国 債 行 行 行 行 行 行
競 債 債 債 債 債 債 債 債 債

ロ

ハ

六

イ

発 行

入 価 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 非
競 争 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

各 各 各 各 各 各 各 各 各
申 申 申 申 申 申 申 申 申
込 込 込 込 込 込 込 込 込
の の の の の の の の の
の の の の の の の の の
の の の の の の の の の
の の の の の の の の の
の の の の の の の の の
の の の の の の の の の
の の の の の の の の の
の の の の の の の の の
の の の の の の の の の
の の の の の の の の の

額 面 金 額 で 二 兆 五 十 三 億 円

二

八 九

振替單位
振替單位
振替單位
振替單位
振替單位

十 十
一 一
イ イ
ロ ロ
發 發
行 行
行 行
日 日

五万
千二百十九億八千五百五十万
振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
す。なる。十二年二月五日

十額
八面金
額
百
円
に
つ
き
九
十
九
円
五
格
五
面
金
以
上
の
そ
れ
ぞ
れ
の
応
募
価
額
に
つ
き
九
十
九
円
五
格
五
面
金
に
つ
き
九
十
九
円
五

の 経 利 入 価
払 過 札 格
込 利 発 競
み 子 率 行 争

(一) 年

一・三パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて次の算
式による規定する日額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{13}{100} \times \frac{47}{365}$$

(二)

初
期
利
子

に発行時にあってその利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして、又は振替口座簿
中のものを口座に記載し、前記
のよりに算出した金額から当該
金額に百分の二十を乗じた金額
額（おたし、の当該国債を發行
し、又は外国取得者が非居住
者である場合に、又は算
出した金額に（一）の算式によ
り算出た金額が適用される。出
し、外国税率を乗じた金額を所
得税の税率を乗じた金額を
控除することができる。
平成十二年六月十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
払が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払うこと
を、及び第十六号において

規定する期日について同じ。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	十六	十七	十八	十九	二十
第二期 以後の 利子以	償還期 限	償還金 額	元利支 分	払込期 日	払込期 日
毎年六 月二十 日及び 十二月 二十	いて、 その日 以前六 月間に 属す	平成三 十一年 十二月 二十日	日本銀 行	財務大 臣から 通知を 受けた 者	平成二 十二年 二月五 日